平成２６年（フ）第１９５号
川崎市多摩区生田３丁目12番１―201号
破産者　菅野久美子
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
富山市田畠171番地２
破産者　砂森　裕伸
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７５号
石川県かほく市宇野気チ121番地　Ｆｒｏｍ30―204号、前住所富山県高岡市中川栄町９番２号
破産者　高瀬　哲也
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７３号
長野県佐久市横和209番地１
破産者　佐藤　清華
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第１１９号
静岡県榛原郡吉田町川尻3831番地の１
破産者　藤浪　静明
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５７号
名古屋市北区上飯田北町２丁目42番地　エクセレント21―405号
破産者　小川　孝智
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６１５号
名古屋市千種区千種１丁目19番３号　第２ＧＳビル301号
破産者　岩井利枝子
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６６７号
愛知県尾張旭市瀬戸川町１丁目22番地　セレニールＥＸⅡ102号
破産者　黒神　伸吾
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７１０号
名古屋市瑞穂区八勝通３丁目１番地　ハイツ八勝403号、開始決定時の住所名古屋市南区桜本町22番地　パーシモンヒルズ桜本町502号
破産者　西津　　洋
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４４９４号
大阪市平野区喜連１丁目４番10号
破産者　斉原タイルこと　齊原　節男
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７９号
大阪府寝屋川市国松町35番13号、開始決定時の住所大阪府寝屋川市大利町33番２号
破産者　ヌネス　アグスティンこと　ＮＵＮＥＺ　ＧＵＴＩＥＲＲＥＺ　ＡＧＵＳＴＩＮ
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８８８号
大阪府枚方市宗谷１丁目17番10号、前住所大阪府枚方市須山町39番66号
破産者　ソルこと　鈴木　　隆
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２１０号
大阪府大東市谷川１丁目５－４　ユーハイム大東106、開始決定時大阪府大東市谷川２丁目８番717号　大東公園前ガーデンハイツ
破産者　原田　保光
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５１４号
大阪府寝屋川市高柳２丁目37番21号、前住所大阪府摂津市鳥飼本町４丁目９番12号
破産者　瀬戸　達也
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８０号
大阪府泉南郡熊取町美熊台１丁目４番11号
破産者　黒河　幸一
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２５４号
大阪府泉大津市北豊中町３丁目６番10号、前住所大阪府和泉市池上町４丁目５番18号
破産者　上森　愁次
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第９０２号
神戸市須磨区飛松町３丁目６番14―403号
破産者　亀井　光偉
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５３号
神戸市長田区浜添通２丁目２番21―10号、従前の住所神戸市長田区駒ケ林町６丁目４番７号
破産者　岩谷和亮こと　郭　　柄太
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部